

[一覧に戻る \(/jses_certification/applications\)](#)

内視鏡 太郎 先生

書式9. 同意書

一般社団法人日本内視鏡外科学会 理事長 殿

手術動画及び手術関連情報の2次利用に関する承諾書

日本内視鏡外科学会技術認定の申請（消化器・一般外科領域）（以下、「本件申請」といいます）において、手術動画（以下、「本件手術動画」といいます）及び手術に関連する患者情報ならびに術者情報を提出するにあたり、以下のとおり申請者である私は、確認します。

(i) 審査の結果合格し本制度取得者となった際に本学会ホームページにおいて、氏名・所属施設名を公開すること

承諾します 承諾しません

(ii) 提出された申請ビデオが本学会主催の教育セミナーにおいて教材として利用されることや、申請ビデオの一部が本学会のホームページ等を通じて教育目的に利用されること

承諾します 承諾しません

(iii) 以下の項目に関して承諾し、技術認定申請に提出した情報を2次利用されること

- ・本件手術動画、手術に関連する患者情報、術者情報、合否及び採点結果（論評を含む）（以下、「本件手術動画等」といいます）が技術認定申請後に2次利用され、「手術動画等の2次利用に関する説明（PDFリンク）（https://www.jses.or.jp/uploads/files/gijutsuninte/shinsei/shokai/shokaki/shoshiki_9_setumei.pdf）」に掲げる利用目的で利用者（海外を含む）に提供される場合があること。（注1）
- ・本件手術動画の被撮影者である患者本人に対し、患者承諾書を用いて本件手術動画等の提供先についての説明を適切に行い、患者本人から有効な承諾を取得したこと。
- ・貴学会その他いかなる者に対しても、本件手術動画等の対価その他の一切の名目での金員の支払いを求めないこと。
- ・本件申請の他は、教育、学術研究目的（学会等における発表を含みます）でのみ、本件手術動画を利用し、それ以外の場所及び目的での利用は一切しないこと。（注2）また、教育、学術研究目的（学会等における発表を含みます）を除き、第三者に本件手術動画を提供しないこと。
- ・本件手術動画の提出に伴い、貴学会に対し本件手術動画等にかかる一切の著作権（著作権法第27条及び第28条を含む）を譲渡し、貴学会その他の第三者に対し、本件手術動画等にかかる一切の著作権及び著作者人格権を行使しないこと。
- ・本承諾撤回を行う際は、日本内視鏡外科学会事務局に速やかに連絡し手続きを行います。

承諾します 承諾しません

（注1）患者、申請者本人並びに病院が特定できないよう匿名化されます。利用目的および利用者は日本内視鏡外科学会倫理委員会での厳正な審査にて許可されたものに限りです。

（注2）提出した手術動画の原本について、申請者は本2次利用に関する承諾書を提出しても産業目的以外の目的であれば、学会発表・教育・研究目的で自由に利用することができます。

※ 2次利用にご協力いただけなくても、申請医の技術認定申請の審査や結果には一切影響しません。

以上

下書き保存

確認

👆 Page Top

Sample